

教育史における個別史と全体史

新谷, 恭明
西南女学院大学 (日本教育史)

<https://doi.org/10.15017/6768607>

出版情報 : 教育基礎学研究. 16, pp.1-15, 2019-03-25. 九州大学大学院人間環境学府教育哲学・教育社会史研究室
バージョン :
権利関係 :



教育史における個別史と全体史

新 谷 恭 明

はじめに

2018年5月27日に名古屋大学で全国地方教育史学会のシンポジウムが開催された。今回のシンポジウムのテーマは「教育史における個別史と全体史」であり、私自身がどういう立場で語れるのか、他のお二人、梅村佳代氏、須田将司氏との立場の違いは何であるか。どうにも説明が付かなかった。なぜならば、共通点としての日本教育史、それなりに地方教育史に関心を持ってきたことはあげられるので、その限りに於いて立場は同じだからである。また、研究対象の時期としては梅村氏が近世、須田氏が近・現代といくぶん距離はあるようだが、自分の研究的な関心は近世、近代はたまた現代のいずれにもあるし、このテーマに関して時代的な立場のちがいが存在するというのも奇妙な話だと思うからである。

尤も、国家的な「統一された」学校教育制度が構築された近・現代と全国の諸藩、諸地域が独立した行政組織の下にあった近世とでは「全体」の理解に差があるのかもしれないが、それもまた根拠があるというほどのものでもないと考えられる。

なので、そのような立場性を主張するのではなくたまたま地方教育史に関心を持つ三人が顔を並べたので個別史やら全体史やらについて語り合うという気持ちで臨んでみた。そのときに配布した文書をここに再掲することで研究室での共有化をはかりたい。

まずは教育史研究に限らず、日本の歴史研究を行う際にそもそも「全体史」とは何を指すのかという定義の問題から始めたい。次いで、個別史が全体史を規定する可能性について考えてみる。個別史は小さな歴史上の一事件を評価するわけだが、その一事件が全体史の説明根拠となる、もしくはその可能性を拓く場面についてである。そして最後に個別史で「全体史」を見通すという乱暴な試みをやってみることにする。

I 全体史としての教育史とは何か

日本教育史研究に於いて全体史とは何を指すのか。そもそも全体史という用語は日本教育史研究に於いて適切なものであるのかどうか。この点についてこの課題を考える中で疑問に思った。おそらく全体史という用語は社会史研究の中で生まれ、社会史の目的として使われた概念だと言えよう。

宮澤康人は教育史学会第32回大会のシンポジウムで「まず全体史という厄介な問題について。アナルの創始者の一人、リュシアン・フェーブルは、歴史家たちが、近代特有

の学問の専門分化のとりことなっていて、政治史だの、宗教史だの、思想史だのといった狭い領域にとじこめることを批判して、歴史家の対象は、本来『生きた人間たち』そのものではないか、と言う。¹と全体史が社会史の中での「厄介な問題」になっていると位置づけ、「政治史や思想史という風に人間の営みを区分して扱う専門分化自体がいけないということであれば、教育史という専門領域も存立できなくなる。」²と確かに「厄介な問題」である全体史が教育史という専門領域を否定しかねないものとして、扱うことに躊躇いを見せている。

おそらくは今回のシンポジウムではこのような社会史の議論とは別の概念として提示されているものと考えているのではないだろうか。たぶん、シンポジウムの趣旨³として吉川氏が引用されている中村政則の「地方史と全体史」という構図の問題として考えるのがいいのだろう。

しかし、中村政則の言う全体史も定義は明確ではない。中村は服部之総の手紙を引いて「要するに、会津藩の奥深い寒村にも世界史の基本法則がたらぬいているのだということを確認するということ、ここに歴史家の生き甲斐があり喜びがあるんだ…」⁴と断じている部分がある一方で、「地方史と全体史とをつなぐ環——媒介環ですね——それを見いだす必要がある」⁵という提案をした上で、「個々の地域を全体にまとめ上げていく環」⁶について論じているが、それは日本国内に閉じられた全体史であり、「国際的な契機」とした素材でさえ、「明治維新像」の問題にとどまる。

まして教育史は経済史のような下部構造の議論ではなく、上部構造の歴史であり、全体史にはなり得ない限界性を持っている。宮澤が躊躇いを示したようになまじ全体史を想定すると教育史そのものが消えてしまいかねない、と考える。

そうすると中村政則以上にわれわれは全体史の外枠を意識せざるを得ないだろう。

Ⅱ 個別史から全体史への私的自覚

全く個人的な話で恐縮なのだが、私は北海道で生まれ育ち、九州に職を得た。かれこれ36年前のことになる。その時、同窓会の会報に書いた文章を紹介する。

一九八二年四月、教育史講座の日本教育史担当の講師として着任いたしました。

北海道で生れ育ち、十余年前笈を負うて東京へ出たときは津軽海峡を越えたことだけで「内地」という未知の世界に不安からか手足が震えたものです。ましてさらにその西方に九州というところがあるということは社会科の教科書で知ってはいても実感として想像することすら当時は出来ませんでした。それが縁あってか九州大学に奉職することになり、えもしれぬ不思議な感慨にとらわれております。

専攻は日本教育史で殊に近代を対象として研究を続けてきております。研究テーマとして追いつづけてきたのはなかでも中等教育の成立史で、東京に拠をおきなが

ら「地方」の中学校や実業学校などの成立過程を調べて参りました。開拓地であって和人としては近代しか歴史をもたない北海道とは異なり、「内地」は藩政期以来の高度な教育伝統があり、所謂「外地」人の私はそうした歴史をもつ人々に大きな羨望を感じずにはられません。この「内地」への羨望が強い動機づけとなってこの道へはいつてしまったのが私の日本教育史研究のはじまりでした。殊に九州は私の心を刺激する素材があふれています。私ばかりではなく日本教育史研究者にとって九州はフィールドとしてはたまらない魅力を秘めております。私はかねてより強い羨望を感じ、じっくり調べてみたかった（旅費の関係から躊躇していた）九州の地に赴任することが出来、何よりの幸いと再び青春の感激を胸にしています。

《以下略》

（新谷恭明「新任教官のことば」九州大学教育学部同窓会『会報 16』昭和58年3月31日）

その頃、つまり内地の地方を素材に研究活動をしていた身にとって、たとえば弘前藩であれ、港町横浜であれ、そこは日本の「全体史」が漂う世界であって、外地⁷出身者としてはずいぶんと居心地の悪い気がしていた。高校までは日本史という教科が苦手であったということもあって、日本史は外国史を学ぶような感覚でしか把握できなかった。

子どもの頃から聞かされていた郷土史は、「大昔このあたりは海だったらしくアンモナイトの化石が発掘されているぞ」とか、「小樽の寺を建てる材木を探しに来た人が焚き火のまわりの石が燃えているのを見て、このあたりに石炭があることを発見した」とかいうものであった。小学校の近くに集治監があって、その煙突が残っていた⁸。まだその煙突が現役だった頃を知っている人もいたようで、「自由民権運動の闘士が放り込まれていた」とか、「高名な凶悪犯が脱走して、家の軒先を逃げていったのをうちのばあちゃんが見たらしい」というような話を教室で聞いたことがある。炭坑と集治監がアンモナイトに次ぐ郷土史のテーマなので、人間の歴史を確認する時間差は、今ならば戦争体験談を老人から聴いて平和教育をするようなものだろう。北海道史というのはその程度の浅さ（？）でしかなかった。（記憶にある郷土史に先住民の歴史はまったく残っていなかったと思う）

学校では基本的に内地の「全体史」を教わったわけだが、集治監を通しての「全体史」認識は外側からのまなざしでしかなかったし、外側にありつつ内地所縁の和人としてのアイデンティティはあったわけで、そこは自身をして歴史嫌いにさせた要素ではなかったかと思う。

しかし、このことは「全体史」を語るときには重要な意味を持っている。そもそも北海道史にとって「全体史」とは日本史なのだろうか。日本が新天地を獲得していつて蝦

夷地を日本に含めたことによる「全体史」を考えれば、北海道における先住民の歴史は「全体史」から外して然るべきものなのか。それとは別に問題となるのは琉球国を併合した沖縄県である。周知のように沖縄県の歴史は琉球国に淵源を持つ。そうすると沖縄における「全体史」はどのようなものになるのであろうか。また、ある時期日本と同時代史として「全体史」を共有していた朝鮮半島と台湾、その他の占領地域。また、外縁としての旧満洲などを見ると「全体史」とはいったい何なのか。

河西英通は「日本史における地域史研究の顕著な傾向は、『日本史』の相対化であろう」として、佐々木潤之介を引いて「全体史は地域史の前提ではない、全体史は地域史から産み出されるものだという主張」として紹介している。そう考えると北海道、沖縄、旧満洲などの存在は日本史、日本教育史において重要な意味を持つことになるだろう。そして、定番の「全体史」的「日本教育史」の枠組みは個別史によって再検討されることになるだろうし、それが個別史のめざすべき仕事ではないだろうか。

また、相対化は領域を越えるし、国境も越える。ブローデルがヨーロッパとヨーロッパ外の中国、インド、イスラム世界、そして日本を比較しつつ「全体史」を構想していったように⁹日本と日本外を比較して「全体史」を文字通り世界史の枠組みで考えるということも含めてである。今回のシンポジウムの趣旨がそこまで念頭に置いているとは限らないが（置かれては困る）。

Ⅲ 個別史から「全体史」を見直す

日本教育史に於いて（まだ私自身が教育史全体にいたる相対化を果たせていないので）「全体史」なるものを描ききれないままに議論を進めることにはためらいがあるが、ここは「文字通りの『全体史』は、無意味とはいわないまでも、到達することがきわめて困難なものである」¹⁰ことを救いの言葉として話を進めたい。

次の史料は『高知新聞』掲載の記事である。この史料は小野雅章氏から提供していただいたもので、あらためて小野氏に御礼申し上げる。

新たな自由と平和のシンボルとしての国旗「日の丸」を広く県下の隅々にまで広めようと県教職員組合県学校生活協同組合では県教育委員会、民主政治普及会などの協賛のもとに本月中に「日の丸」を県下一般に売出す、同教組では「日の丸」を所有していない家庭が県下で十数万戸とみており一戸必ず一旗をめざしている、生地はミツマタ繊維の布 ——

（「『日の丸』を普及 県教組が売出し」『高知新聞』昭和24年5月23日付）

この記事によると日教組の高知県支部である高知県教組は日の丸を国旗として位置づ

け、それを県下の全家庭に売り込むと宣言したというのである。後に文部省と日教組は「日の丸・君が代」問題で対立を深刻なものにしていく。しかし、昭和24年という時期には高知県では教職員組合が積極的に日の丸を普及させようとしていたことだ。これは何を意味するだろうか。日教組内に多少の対立があったとしてもあれだけ日の丸・君が代反対闘争をしてきた日教組の中に積極的賛成派がいたとは考えにくい。となれば、この時期に限っては日の丸を国旗と認め、尚且つこれを市民に普及させ、あわよくば組織の資金源にしようとしていた高知県教組の行動は日教組全体として共通理解があったということになる。

この記事は日の丸の旗に関する個別史を構成する。他県と比較するという作業は必ずしも必要ではなく、この時代の全体史を説明することができるだろう。

もう少し考察を深めてみよう。少し長くなるがあまりに有名な天野談話である。

戦後学校における祝日儀式についてはあまり明かでなく今の小学校の生徒などは“君が代”すら余り知らない状況なので天野文相は文化の日を前に十七日、国旗の掲揚君が代斉唱を督励し愛国心を高揚するため特に“学校における文化の日”“国民の祝日の行事について”次の談話を発表、各都道府県教育委員会、各大学あて通達した

『文化の日その他国民の祝日はよりよき社会、より豊かな社会を築くために国民こぞつて感謝し、かつ記念する日として国民自ら定めた日であります。従つて各学校においては学生、生徒、児童に対しこれらの祝日の意義を徹底させ進んで国家および社会の形成者としての自覚を深くさせることは極めて必要なことと思われる、このため各学校では訓話、講演会、学芸会、展覧会、運動会などそれぞれ特色あるさまざまな行事を催される事とは思いますがその際国旗を掲揚し国歌を斉唱することもまた望ましい事と考えます、また各官庁、家庭においても是非ともこれらの祝日には国旗を掲揚されるようお勧めします』（一部文字の是正をした）

（「国旗と国歌を 祝日の学校・職場へ…文相談話」『讀賣新聞』1950.10.18）

天野談話は先の高知県教組の記事から1年半しか経っていない。1年半の間に日教組の考え方に大きな変化があったのだろうか。天野談話の直後、日教組は次のように〈主張〉している。

天野文相は、敗戦後わが国の学校儀式から追放されていた“君が代”を国歌の名のもとに来る十一月三日の文化の日から復活させるよう通達した、……かつて自由主義者を以つて自他ともに許した天野文相が“君が代”斉唱についての通達を出すに到つたことはわれわれの到底納得できないところである。……君が代の復活に象徴

されるもの、それは明に偏狭な超国家主義的愛国心の昂揚による国民精神総動員体制への推進政策である……ひるがえつてわが国労組中の指導的地位を占める国鉄労組松江大会を見ると、ここでは星加副委員長は、“今こそ愛国労働組合主義に基き国連積極協力の旗を高く掲げて進むべき秋だ”と主張した。……われわれは知性に裏付けられた勇気と団結を以て、組合員の利益と民族の独立を守るため、いつわりの愛国心によつて人民を麻痺せんとする政策を排し、民主主義の背骨である労働組合を産報化から守り、組合員の凡ゆる要求が正しく反映され力強く闘われるよう奮闘しなければならない……

(「主張“君が代”と“国連協力”」『教育新聞』1950.10.30)

明らかなのは日教組は君が代復活には反対しているが、日の丸には全く触れていないことだ。だから日教組は日の丸に関しては何も変わっていないし、愛国心もまた否定はしていないのである。否定しているのは「偏狭な超国家主義的愛国心」であり、それは「いつわりの愛国心」なのだと言って「愛国労働組合主義」を主張しているのである。

この前提となるものを遡ってみよう。

以下の記事は有名なマッカーサー書簡である。日本国憲法施行の日を期して「日の丸」の掲揚を認めた、というより「この国旗を掲げて、個人の自主、個人の尊厳、寛容、正義にもとづく新たな恒久平和の時代が日本の国民生活に出現したことを意味するものたらしめよ。」と指図したものであるが、その前提に国家としての象徴である国旗、国歌を失った国民の心情を想像してみたい。

【渉外局二日午後四時半発表】 マッカーサー元帥は二日吉田首相へ次の書簡を寄せた
総理大臣

新憲法の発効をもつて日本には人民の意思の自由な表現による民主主義的諸原則の上に確立された一政府がつくられることになる。この政府は今や主権を有する人民に十分な責任をもつ対等の国権機関によつて構成されるものであり、かつ人類の自由の神聖を表現また擁護すると共に人類間の恒久平和の促進に貢献すること、なろう。

幾多の事件を経て可能となつた民主主義的自由のこの歴史的な高揚をしるすために、予は今後日本の国旗を日本国民に復活させ、立憲政治の三主要部門たる国会、最高裁判所、首相官邸並びに国家及び国民統合の象徴として立憲的役割を果す天皇の住居の内と上空に自由に掲げることが妥当であると信ずる。

この国旗を掲げて、個人の自主、個人の尊厳、寛容、正義にもとづく新たな恒久平和の時代が日本の国民生活に出現したことを意味するものたらしめよ。

ダグラス・マッカーサー

(「国旗を国民に復活／国会、最高裁判所、首相官邸、宮城に／マ元帥 吉田首相へ書簡」『讀賣新聞』1947.5.3)

敗戦後、日本は連合軍の占領下に入った。いわば国家のようでありながら国家ではなくなっていたのである。戦後改革の頂点ともいえるべき日本国憲法施行の日を期してマッカーサーは戦後民主主義の象徴として国旗＝日の丸の掲揚を認めた。これを国民はどう受け止めたのか。少なくとも日教組が反対した証拠はない。

日の丸と君が代は文部省と日教組の対立の象徴となってその後の歴史観に影響を与えている。日教組が一貫して日の丸・君が代に反対してきたかの歴史観は双方に「全体史」として共有化されているのかもしれない。だいたい古い文献で恐縮だが、太田堯編『戦後日本教育史』には左のような叙述がある¹¹。長い間、戦後教育史の規範のようになっていた文献なのであえて引用する。

…ようやく我が国（沖縄を除く）に国旗の無制限掲揚が許されるようになった段階で、日の丸や君が代に日本人としての自覚をもたらし象徴機能を求めたのであった。しかし、当時は、官庁の屋上には平日でも国旗がはためいていたが、街では祝日でも戦前・戦中のような風景は見られず、必ず国旗を掲げるという家庭は二割程度の状態であったから、右の措置に対して賛否両論が沸き起こったのは当然であった。日の丸のもとに死を強制され、苦しい体験を経ながら帰国してきた兵士や引揚者にとって、日の丸は悪夢の再現でこそあれ、今さら何の感激も覚えるものではないという気持ちが強かった。日の丸よりも君が代については、より多くの議論が起こった。

当時祝日に国旗を掲げるのは二割に過ぎない、というのがあるデータからの引用であった。このデータは朝日新聞が昭和25（1950）年2月に行った調査である¹²。紹介しよう。

「本社は…国民の国旗に対する考えを知るため、去る二月十五、十六日全国に渡って世論調査を行つた。その結果、国旗を持っているものは回答者の七割以上だが、つかうものはその三割足らずであることが明らかになつた」とまとめている。

お宅では日の丸の国旗をお持ちですか	持っている	七三%
	持っていない	二七%
お宅では祝祭日に日の丸の旗をお出しになりますか (持っている人だけに聞いた)	出す	三〇%
	出すときもあり出さない	
	ときもある	二七%
	出さぬ	四三%

しかし、この引用で言う二割というデータの読み方には相当の恣意性がある。旗を持っていない理由の第一位は戦災で焼けたというもの「国旗を持っていながら出さないものと、国旗を持たずに出さないものを合せると五九%になる、さらに『出したり出さなかつたり』するものもいるので、七、八割は掲揚していない結果となる」と朝日新聞は分析しているのは、解釈を変えれば国旗を持っている家庭の六割近くが出すことに抵抗感がないことを示している。しかも、「必ず国旗を掲げるという家庭は二割程度」というのは持っている家庭の三割が出していることから導き出したものであろうが、持っていない理由の第一が戦災で焼いてしまったということなので、持っていないイコール日の丸を掲揚したくないという意味ではない。それに「出したり出さなかつたり」を加えれば。やはり数値はもっと高くなる。いずれにせよ、この本が出版された1978年当時と比して調査が行われた1950年には日の丸を嫌悪する人は少なかったことがわかる。そして「日の丸のもとに死を〜」以下の民意の記述はほぼ執筆者の作文であるし、「日の丸よりも君が代については、より多くの議論が起こった」のではなく、正確には「君が代について議論が起こった」のである。

1978年当時に教育史研究者の中で共有化されていた全体史の構成には五五年体制下でのイデオロギー的なバイアスがかかっていたのではないか、というのは僕のかなり正しい邪推である。

こうして、個別史として見出した高知県教組の日の丸販売プロジェクトの存在は、後にイデオロギー的に再編された歴史観が作り出した全体史を見直す契機を与えているとすることができる。中村政則の言う〈媒介環〉なのであろうか。

誤解は避けたいのだが、それは日の丸を積極的に肯定しようということではない。占領下、つまり被占領国における国民のアイデンティティを正当に評価することで、全体史としての戦後史を見直すことであり、五五年体制以降のイデオロギーに汚染された歴史観を糺してもいいのではないのかという問題提起である。

Ⅳ 「個別史」から「全体史」を描く

かつて『尋常中学校の成立』という本を書いた。とりあえず、この本の目次を見ても

raitai。

第一章 中学校教育の底流	
第一節 中学校教育の底流としての藩校教育	久留米藩明善堂
第二節 在郷私塾教育における「高等普通教育の底流	上妻郡繼志堂・会輔堂
第三節 外国モデルの中学校観	『仏国学制』『和蘭学制』
第二章 近世教育と近代教育の連続の問題について	
第一節 時務意識の擬制的継承	豊津藩育徳館
第二節 近代の中等教育構想の挫折	宮本洋学校
第三章 中学校政策の人民自為と地方の対応	
第一節 地方的教育要求と変則中学校	
一 福岡県における初期の変則中学の試み	福岡県下中学校
二 福岡県立中学校分校の位置づけ	福岡県下中学校
三 地方的高等普通教育機関の設立	嘉穂学校・銀水義塾
四 教育内容および水準の特徴	嘉穂学校
五 地方的中学校教育要求の展開	公立中洲学校
第二節 自由民権運動と中学校教育	向陽義塾
第四章 中学校正格化政策と地方	
第一節 中学校教育の理念をめぐる諸問題	福岡県下中学校
第二節 地方的教育要求の解体と変質	英語専修猷館
第五章 尋常中学校の成立	
第一節 中学校令と民費による尋常中学校の設立・維持	久留米中学校・豊津中学校
第二節 地方税支弁中学校の処置について	福岡中学校
終章 地方における尋常中学校の存在意義	

左側が目次であり、右側が素材とした研究対象である。章のタイトルはほぼ「全体史」を意識したものになっている。中等教育史、というよりこの場合は中学校教育史なのだが、上段の構成は全体史的な装いを持っている。しかし、この本は右側の研究をしていく過程で全体の構想が固まってきたものだ。

中等教育史研究はおおむね個別史研究で成り立っている。以下の一覧でわかるように尋常中学校の成立に至る過程には個別の学校の歴史があった。個別史として見れば

- ①近世教育史としての藩校史＝久留米藩明善堂
- ②近世教育史としての私塾史＝繼志堂、会輔堂
- ③外国史との交錯点である『仏国学制』、『和蘭学制』

- ④幕末維新期の教育史としての育徳館、宮本洋学校
- ⑤近代教育史としての福岡県教育政策史
- ⑥近代教育史としての嘉穂学校、銀水義塾、公立中洲学校、向陽義塾、英語専修修猷館、福岡県教育政策史

といったものの寄せ集めである。

まずは藩校史から描いてみた。藩校史は「近世の学校」と位置づけられて近世で閉じて議論されてしまう可能性がある。近世は近代と異なり、「全体史」としての教育政策史はない。それゆえに個別史は個別史として個別の状況に押し込められてもおかしくはないが、石川謙『日本学校史の研究』は藩校史を全体史的に描いた点で貴重な労作である。(藩校史という枠組みは個別史でしかないが、ここは括弧付の「全体史」としておこう)

それはさておき、藩校そのものが幕藩体制の揺らぎから生まれたものである。井上義巳は藩校における時務意識を説明することで「全体史」的なものを明らかにしていた¹³。その時務意識は幕末期になればますます明確に藩校の存在理由として現れてくる。個々の藩校史は全体史の中でそれぞれの役割を果たしていたのである。井上は九州の藩校に限定して時務意識を解明していたのだが、それは九州特有の政治的事情があったが故であり、その事情は異なっている全国諸藩校はそれぞれの事情の中で時務意識をもって動いていたのである。

藩校の設置時期は以下のようになっている¹⁴。

期 間	全 国	九 州
寛文から貞享 (1661～1688 27年間)	4 校	2 校
元禄から正徳 (1688～1716 28年間)	6 校	0 校
享保から寛延 (1716～1751 35年間)	18校	2 校
宝暦から天明 (1751～1789 約40年間)	50校	15校
寛政から文政 (1789～1830 約40年間)	87校	11校
天保から慶応 (1830～1868 約40年間)	50校	2 校
最終的設置数	255校	32校

全国的に見れば、寛政期以降の40年間に藩校が多く作られたのは寛政2年に幕府が寛政異学の禁を実施し、林家の家塾を昌平坂学問所として直轄化したことの影響が大きい。各藩もまた幕府に倣い、藩政改革の為に藩校を設立しようとしたのである。しかし、九州地方に限って言えばピークは宝暦から天明の時期であり、全国傾向より早い傾向があり、幕末の40年間には僅か2校という特徴を示している。九州地方が全国(「全体史」!)とずれがあることを言いたいのではなく、この九州の傾向もまた全体史の一部なのである。井上義巳は九州における藩校の設立事情を検討した結果、「(九州地方の)藩校の設立は夫々の型はちがつていても、皆非常に政治的理由によるものであつたこ

と、即ち当面する藩政の根本問題とみつせつに連関するものであつた」¹⁵という結論に達している。九州地方の藩校設立という個別史から「政治的理由」「藩政の根本問題」という「全体史」との媒介環を見出したのである。九州地方が特殊なのではなくて九州地方は全体史の一部として全体史的課題を全国とは異なった時期に受け止めていたとすることができる。その視点で久留米藩校明善堂や継志堂・会輔堂などの近世末期の私塾を検証することで全体史の相対化を図ろうとしたのである。これは藩校史、私塾史といった「個別史」をもう少し広げて「全体史」に向かおうとしたものであるが、所詮「尋常中学校」という個別史の域を出るものではなかった。とは言え、その延長線上には全体史なるものがあるように考えていいととりあえず言うておく。

次いでこの研究では近世から近代へその境界を越えて学校史を検討したことである。以前、日本教育史研究会のサマーセミナーだったと思うが、教育史における前近代と近代のようなテーマで議論した記憶がある¹⁶。その後記憶をもとに書いたと思われる文章には以下のような記述がある¹⁷。

ところでかつて佐藤秀夫氏は中学校の前身は藩校ではないとして「旧制中学校を藩校の伝統に結びつけることは、天皇制公教育体制が成立したのちに、復古主義的な『士道』意識の再編と特権的な一流校のもつ権威主義とがないまぜにされて作り出した、一種の願望的な虚構にすぎない」と書いている（吉田・長尾・柴田『中等教育原理』有斐閣一九八〇）。佐藤氏は制度史的な前身の如何を言ったのであろう。しかし、そうした「特権的な一流校の権威主義」も近代日本の中学校の性格の一面を示すものであるから、その「一種の願望的な虚構」が近代中学校教育に顕在化しているならば虚構はすでに虚構ではなく近代中学校教育観の理念的な底流を構成する意味をもつものと考えたい。こうして生み出された近代中学校の権威主義そのものの前提が実は藩校教育に内在しており、近代中学校へと継承・再編されたと見ることが藩校と近代中学校の関係を見るときに重要なのではないかと考えるのである。換言すれば、近代教育のあるものは近世のDNAを継承している、ということができるのではないだろうか。

記憶に残っているところでは辻本雅史氏に「DNA史観」と揶揄されたはずだ。佐藤秀夫が「一種の絶望的な虚構」と断じたものについて、それはDNAとして近代に継承されたと言ってみた文章である。もちろん『尋常中学校の成立』の枠組みについて語ったものだ。

さらに次のように書いている。

…例えば一九五四年に玉城肇が書いた『日本教育発達史』（三一書房）では近代教育

のはじまりの箇所には学制反対一揆を持ってきて、北条県の一揆勢が「その沿道で民家を焼き払い、小学校を破壊し、翌日の夜明けには津山に乱入して、寺院と学校とを襲った」とのべ、その理由が「明治以来の教育が国民大衆のためのものではなくて、政府のためのものであり、支配者のためのものであるという性格を、はじめからもっていた」ことに置いている。そのまま読めばこの焼き討ちに遭った民家が豪農かなんかの家とも思えるが、実は後に言う被差別部落であった。それを著者が意識的に隠して叙述したのは戦後民主主義（！？）のイデオロギーの正当性に固執して明治以降の教育を批判しなければならない責任感からではなかったか。

と言うのも、当代（1954年当時）の政治状況から明治6年を断罪した玉城の論法に違和感を感じたからである。玉城は現代という全体史の終点から近代教育史全体を批判的に見ようとした。しかし、個別史として明治6年のこの事件を見るとそこには全体史的視座からは見落とした史実が見えてくる。これは時空を越えた個別史による全体史の相対化である。

ところで、大正デモクラシーについて有馬学は「結局、『大正デモクラシー』と言われるものは、第二次世界大戦後に戦後の価値から評価できる伝統が日本にほんとうになかったのか、一所懸命に探して見つけられたものを名付けたに過ぎません」¹⁸と語り、それを「古人骨からDNAを検出しようとする研究者は、自分の汗で汚染された資料のDNAを古代人のDNAと見誤ってはならない。『デモクラシー』のような価値的な概念を歴史的事実に適用しようとするときには、特に注意する必要がある」¹⁹と警鐘を鳴らしている。前掲の玉城肇の件も有馬の言うDNA汚染であるし、教育史では、「誰の？」とは言わないが、大正自由教育の研究の多くがそのような現代的全体史のDNA汚染を受けているのではないだろうか。これは個々の個別史を検証すれば自ずと見えてくることである。川井訓導は森鷗外の「護持院ヶ原の敵討」を教材として修身科の授業を行ったのであって、とくに反権力的な教育実践ではなかった。自由教育に理解を示した水戸教育会の菊池謙二郎は所謂水戸学者で、左翼思想とは縁が無かった。ただ、内務官僚が嫌いで、政党、殊に政友会が嫌いで、内務官僚として内務部長から茨城県知事になった守屋源次郎が大嫌いだったし、守屋も菊池を嫌っていた。千葉命吉は天皇礼賛者であった。

手塚岸衛は決して非業の死を遂げたわけではなかった。当時の平均寿命は40歳代であり、手塚岸衛はその年齢を超えた56歳で亡くなっている。彼が千葉師範学校附属小学校の主事として自由教育を展開したのは1919（大正8）年から1926（大正15）年の7年間のことであったが、彼は自ら創設した自由ヶ丘学園を10年間経営しただけではなく、その名は地名、駅名として残り、学校もそれなりの継承者を得て現在に至っているのであるから、それを非業の死というのは平均寿命が60代となった人たちから見たバイアスがかかっていたと思われる。

これらの個別史を重ねていくと戦後のイデオロギーから紡ぎ出された「全体史」は修正されなくてはならないだろう。ある時ある場面に登場する個別の素材はその時代の歴史的課題を象徴する輝きを示す。前述の高知県教組の個別史のように、である。

おわりに―個別史による全体史の相対化

全体史と言う限りに於いてこれまで人間が積み重ねてきたことはすべて全体史の一部をなしている。だから教育史における全体史という表現は矛盾している。全体史における教育史という言い方はあるにしても、だ。そこを枉げて「全体史」としての教育史を書こうとすると、ややもするとその大きさの余りに現代的イデオロギー、ないしは歴史観によって切り出された枠組みをもって描いたものを全体史と呼びたがる。有馬の言う DNA 汚染である。そうした教育史は教育学として役に立たないし、利用主義的なものにしかならない。教育史が教育史として成り立つために必要なのは個別史から絶えず全体史を相対化していくことであり、個別史から全体史へメッセージを送ることである。

ちなみに次の史料²⁹を黙殺せずに全体史を描くことができるだろうか。

国辱記

●昭和二十年八月十五日正午の放送は、重大声明として、米英ソ支に対する無条件降伏を伝ふ。「此上国民を戦災に斃れしむるに忍びず」との聖旨に出でたるものなりと云ふ。

●我等は戦局遂に不利ならば、一億玉碎の覚悟を固めて居た。今此の放送を受けて茫然自失すると共に、憤懣に耐ず。是れ建国以来の大国辱なり。須らく玉碎して最後を潔うするに而かず。以後終日悶々として安んずる事を得ず。辛うじて夕方水見下の嬰兒葬送に行きたるのみにて、外何事もなさず。(夜菊池兵团長を訪問したるも不在。)

●八月十六日、朝六時、八坂神社の太鼓奉仕に行きたるのみにて、終日悶々何事も為さず。寝て居る。国の動き如何にては山に入りたしと思ふ。

●本日夕方の放送は、渡辺（鈴）内閣総辞職し、後継組閣の大命、東久邇宮大将宮殿下に降下したる由を伝ふ。是れは、聖断の一意に出でたるものなりと云ふ。

●無条件降伏決定と共に、陸相は自宅にて自刃したりと云ふ。是れ日本武夫の典型。(以上、昭和二十年八月十六日夜記す。)

●昭和二十年八月十五日を、国辱記と云ふべし。(全然)。

●日本は是れより長年月の屈辱の生涯に入らざるを得ず。(昭和二〇、八、一七)

〔注〕

1. 『日本の教育史学』32 220頁。
2. 同右。
3. 吉川氏から送られてきた「趣旨」を以下に再掲する。

趣旨：

近年、多くの資料集の出版やデジタルアーカイブの普及などによって、以前のように東京にいかねば資料にアクセスできないという時代はすでに過去のものとなりつつあります。そのなかで研究のオリジナリティを追究する方法の一つとして、その地域ならではの資料を用いてその地域の教育を探究することが盛んになってきています。この手法は、従来から地方教育史研究や地域教育史研究が得意としてきたものです。しかし、こうした研究がたんにその地域や学校についての具体的なしかし一面の様相を明らかにすることにとどまる場合も少なくありません。もちろん、そのような地域の「歴史的個性」を明らかにする個別史研究にもまったく意味がないとはいえませんが、個別史研究を普遍あるいは全体史につなげていく、より積極的なパースペクティブが必要とされることはいうまでもありません。とはいえ、個別のケースを安易に全体史へと直結することにも問題はあります。個別史から全体史へどのように展開していけばよいのでしょうか。

この問題は、以前から多くの研究者によって語られてきました。代表例として、経済史家の中村政則の『日本近代と民衆 ― 個別史と全体史 ―』（校倉書房、1984年）所収の「地方史と全体史」があります。そこで中村は「地方の資料に沈潜する」ことの重要性を指摘しつつ、「地方史と全体史を結びつける環」＝「媒介環」をみつけないければならないとして、自らの研究経験をもとに、商品流通、政策的契機、国際的契機、地域類型論の四つをあげました。中村は、もちろん講座派の立場から議論を展開したわけですが、近年注目を集めている歴史学の新しい潮流の一つである「マイクロヒストリー」においても ― たとえばイタリアの歴史家ギンズブルクも「人工的な条件のもとで、顕微鏡の下に置かれたサンプルにもとづく実験が、隠れている規則を明らかにすることだってありうる。一個の事例研究の、対象に近接した分析がはるかに広大な（まさにグローバルな）もろもろの仮説への道を開くこともありうるのである」と主張しています。ここでもやはり個別の徹底によって全体を見通す可能性が示されています。

「個別から全体を見通す」ということは、見方を変えれば地方教育史研究、地域教育史研究にとって考えつづけねばならない課題であるといえます。しかし、そのためにどのような方法がありうるのか。中村のことでいえば何を「媒介環」とすればよいのか。それはどのように見出されるのか。こうしたことについて教育史研究の場において正面から議論されてきたことはあまり多くはないように思います。それだけに、このテーマは一度きちんと議論しておく価値があるのではないのでしょうか。とはいえ、限られた時間のなかでの抽象的な方法論議は議論の空洞化を招きがちです。そこで、今回のシンポジウムは「教育史における個別史と全体史」というテーマで、なるべく具体的な事例、経験をもとに議論を展開していけたらと考えています。

4. 中村政則『日本近代と民衆』校倉書房1984 53頁。
5. 同 57頁。
6. 同右。
7. 学生時代、福岡出身の友人と話していた時に、なにげに「内地は…」と口にしたら驚かれ、「それじゃ君は外地出身か」とからかわれた。相対的にはそういうことになるが、北海道では自分たちを「外地」とは言わない。尤も、函館の人間は札幌を「奥地」と言うらしい。
8. この写真が高瀬善夫『一路白頭ニ到ル 留岡幸助の生涯』（岩波新書、1982年）の中扉に載っているのを見つけた。僕が子どもの頃は畑の中に放置された状態だったと記憶しているが、現在では観光用に整備されている。それでも地味だとあるサイトには書いてある。
9. フェルナン・ブローデル『歴史入門』（金塚貞文訳）中公文庫 36～51頁。

10. 竹岡敬温・川北稔「問題提起」『社会経済史学』第59巻第1号 1993 2頁。
11. 太田堯編『戦後日本教育史』（岩波書店 1978）193頁 この箇所の執筆者は平原春好。
12. 「日の丸への関心 本社世論調査 ― 旗持たぬ廿七% 持つて、も四割は掲げない」朝日新聞 1950.2.27。
13. 井上義巳「九州における藩校設立事情の一考察」『九州大学教育学部紀要』第7集 1960。
14. 石川謙『日本学校史の研究』より作成。
15. 井上義巳「九州における藩校成立事情の一考察」『九州大学教育学部紀要』第7集 1960。
16. 当時を記憶する「日本教育史往来」やその時に配布したと思われる資料などが個人的な理由でみつからなかった。『日本教育史研究』には関係するサマーセミナーの記載がなかった。ただし、ハードディスクにその時の草稿らしきものが未完成状態で残っていた。レジュメの原稿らしきテキストファイルが1999年8月1日、原稿化しようとしたテキストファイルが9月13日に更新されていた。なので1999年のサマーセミナーだと思うのだが、確信はない。また、今回の執筆に際して、確認する作業を怠っていることも付け加えておく。
17. 前述9月13日最終更新の文章。「まさしく『前近代』教育史としての近世教育史の意義」というタイトルがついている。
18. 加藤典洋と有馬学の対談「日露戦後の『ブラック・ボックス』」『日本の近代 第四巻 付録7』中央公論新社 1999。
19. 有馬学『日本の近代4「国際化」の中の帝国日本』中央公論新社 1999 11頁。
20. 宮崎県児湯郡都農町所蔵「金丸吉治関係文書」。